令和８年（フ）第１９２２号
札幌市北区麻生町２丁目５番16号　札幌館アネックス４Ｆ403号
債務者　東海林潤二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５１号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番11―208号
債務者　川辺　笑佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７０号
札幌市東区本町２条５丁目４番30号　ノーブル25―301号
債務者　佐藤　恵美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８８号
札幌市東区伏古11条４丁目７番７号　プライムハウス弐番館202号
債務者　佐々木　聰
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７０号
札幌市北区新琴似10条３丁目６番12号　杉山荘１号
債務者　菊地　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２１号
群馬県高崎市倉賀野町1607―８　シャルムＴ101、住民票上の住所群馬県高崎市吉井町本郷569番地10
債務者　江原　　司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３０号
群馬県富岡市君川186番地４　ハイツフレイア102号室
債務者　清水　美奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３７号
群馬県高崎市上並榎町68番地１　アプリコットガーデン上並榎203号
債務者　増丸　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３８号
群馬県高崎市吉井町南陽台二丁目15番地11
債務者　山崎未来也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３９号
京都府京丹後市大宮町周枳1603番地の１　レオパレス亀ヶ窪　202号
債務者　小谷　典子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字福来1144番地６
債務者　千原　敏恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
京都府福知山市字内記46番地
債務者　岡田　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第８９号
鹿児島県出水市緑町26番５号　葵アパート103号
債務者　立木　小百合
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
茨城県日立市小木津町１丁目47番９―201号、前住所茨城県日立市小木津町３丁目９番12号
債務者　宮本　麻貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第６０８号
栃木県宇都宮市東町65番地１　グランカストラ101、前住所埼玉県上尾市大字上野52番地１　ヴィエント203
債務者　田中　彩紀（旧姓横山）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市細谷町428番地48
債務者　柏渕みづき
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５５号
栃木県那須塩原市桜町３番10号
債務者　吾妻　徳夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係